

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

助成番号

17-035

(MS Word データ送信)

## 【氏名】

原田 豪

## 【所属】(助成決定時)

神戸大学大学院 国際文化科学研究科

## 【研究題目】

EU 労働市場政策の発展における「制度化」された経済統合の影響：加盟国－EU 機関の相互作用による漸進的制度化

## 【研究の目的】(400字程度)

経済統合が他の政策領域に波及する可能性は欧州統合初期から指摘されてきた。これに対して、経済統合は加盟国の選好に大きく影響されるという反論もなされている。波及と加盟国の選好のどちらが欧州統合過程の決定要因であるかという論争は、新機能主義と政府間主義の論争という形で継続されている。

「移動の自由」、とりわけ労働者の移動の自由を原則にしている EU において、共通労働市場政策は経済統合の影響を受けやすい政策領域と考えられる。しかし当該政策領域の発展は遅れており、新機能主義の波及効果では説明しきれない。その一方、加盟国の多様性から合意形成が困難であり、改革コストを要求しない最大公約数的政策になると論ずる政府間主義では説明できない政策が導入されている。このように、従来の統合理論は共通労働市場政策の発展過程を十分に説明していない。

本研究では、加盟国と EU 機関の行動を制約する条約を「制度」として捉える。統合とは複数の国による集合行為であり、集合決定に基づく EU 基本条約が EU 機関のみならず加盟国の行動を制約する。この点を重視し、共通労働市場政策の発展過程を制度論の観点から説明することが本研究の目的である。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

まず、上記にて指摘した条約の拘束力が、どのようにして EU の政策決定過程に影響を与えるかを考察する必要がある。よって本研究では、まず歴史的制度論の観点から制度が政策決定に及ぼす影響を理論的に考察した。この考察を基にして、条約によって規定された政策領域から逸脱していると考えられる労働市場政策決定過程を、制度要因の影響という視点から分析を行い、その後の条約改定交渉においてこの労働市場政策決定の影響が制度改変という形で表れたことを実証した。

EU 政策決定過程における制度要因の考察においては、統合市場の利益とそれによって深化する加盟国間の経済的相互依存が、条約の遵守という経路依存を加盟国に生じさせることに注目した。しかしながら、条文解釈を行う権限を個々の加盟国は持たない。このことから、欧州委員会の解釈による政策決定過程への影響が想定される。一方で、この解釈が条約に基づかなければならないという限界を持っている点から、加盟国による条約改定を通じた解釈の制約があり得ることを示した。

実証部分では、拡大解釈が政策決定過程に影響したと思われる労働時間指令の分析と、その後に行われたマーストリヒト条約改定交渉の分析を行った。労働時間指令の分析においては、過去の類似提案とは異なる法案の意図説明、及び同時期の他の指令案と比較しても法的根拠が曖昧である点から、全会一致要件を回避するため、拡大解釈によって特定多数決規定を適用させたと結論づけた。

その後の条約改定交渉では、加盟国からの改定案を追うことで、従来は加盟国内制度の多様性や政治的関心の高さによって EU 権限から除外されたと考えられてきた団結権及びストライキ権に関し、EU 権限に含める事を主張していた加盟国が存在していた事が明らかになった。労働組合活動への EU 介入を強く懸念していたとされるのは英国のみである。一方で、労働時間指令に強く反対した英国政府の議事録では、欧州委員会の拡大解釈に対する懸念と、労働時間指令が欧州委員会に対する不信感をもたらしたと明言していることが認められた。

【結論・考察】（４００字程度）

以上の分析から、EUにおける制度要因という視角を用いた本研究では、次の結論が導き出される。

統合市場へのアクセスと深化する経済的相互依存は、加盟国に条約による拘束というコストを受け入れさせる。この拘束力は、条文の拡大解釈という形で欧州委員会に利用され、英国の反対にも関わらず、労働時間指令採択を可能にした。しかし、欧州委員会への不信感とその拡大解釈というリスクを認識した英国政府は、最も介入されたくない領域である集団争議をEU権限の適用除外という形で、自国の制御下に留めた。制度を媒介した両者の相互作用、すなわち、拡大解釈により制度の拘束力を利用するEU機関と、条約改定時に解釈可能性を狭める条項を導入しようとする加盟国という関係性がここに見出される。

波及に後押しされるEU機関か条約交渉権を持つ加盟国かという従来の二項対立ではなく、制度要因に対する両者の対応によって、変化するEUの労働市場政策権限という視角を提示したことが、欧州統合研究に対する本研究の貢献と言える。